

平成26年度 国民健康保険税率・ 水道料金・下水道使用料・ 市営定期船運賃を改定します



国民健康保険税率の改定

課税内容について

税務課市民税係 ☎

25 1134

資格・給付について

市民課保険年金係 ☎

25 1148

国民健康保険は、加入者のみなさんに納めていただく国民健康保険税と、国・県からの補助金、市からの繰入金などで運営しており、国保税は重要な財源となっています。

近年、医療費の増加や保険税収の減少により、国保財政は大変厳しい状況であり、これまで基金や繰越金を活用して、国保税の負担を抑えながら安定運営に努めてきましたが、平成26年度は、財源の確保が困難な状況です。

このことから、国保財政の安定を図るため、市の財源（一般会計）から支援を受けた上で、やむを得ず国保税率を改定することになりました。

平成26年度の国保税率

一年間の国保税は、国民健康保険に必要な費用に充てるための医療保険分、後期高齢者医療制度にかかる医療費の一部を負担する後期高齢者支援分、40歳～64歳のかたで介

護保険料の納付の費用にあてる介護保険分として計算し、それらを合計した金額になります。ただし、世帯の総所得金額によっては、均等割・平等割が7割・5割・2割のいずれかに軽減される軽減措置があります。また、そのほかの軽減措置として、後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減措置、非自発的失業者への軽減措置などがあります。国保税は、国民健康保険加入者の人数や年齢、所得、資産などに応じて計算し、世帯主に課税されます。なお、具体的な計算例などは、広報とば6月1日号に掲載する予定です。



※（ ）内の数字は、現行の率・金額です。

	医療保険分	所得割	均等割	平等割	資産割
		所得に応じて計算 基礎控除33万円 6.6% (5.2%)	一人あたりに 対する金額 26,000円 (21,000円) 7割軽減後 7,800円 5割軽減後 13,000円 2割軽減後 20,800円	一世帯に対する金額 23,000円 (21,000円) 7割軽減後 6,900円 5割軽減後 11,500円 2割軽減後 18,400円	固定資産税に 応じて計算 19% (19%)
	後期高齢者支援分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.7% (1.9%)	一人あたりに 対する金額 6,500円 (5,800円) 7割軽減後 1,950円 5割軽減後 3,250円 2割軽減後 5,200円	一世帯に対する金額 5,400円 (4,800円) 7割軽減後 1,620円 5割軽減後 2,700円 2割軽減後 4,320円	固定資産税に 応じて計算 4.1% (4.1%)
	介護保険分	所得に応じて計算 基礎控除33万円 1.0% (0.8%)	一人あたりに 対する金額 6,200円 (5,400円) 7割軽減後 1,860円 5割軽減後 3,100円 2割軽減後 4,960円	一世帯に対する金額 4,200円 (4,000円) 7割軽減後 1,260円 5割軽減後 2,100円 2割軽減後 3,360円	固定資産税に 応じて計算 5.0% (5.0%)

国民健康保険税

■水道料金新料金表

() 消費税抜き金額

メーター 口径	基本水量と料金		従量料金の区分	従量料金 (円/㎡)
	基本水量	基本料金 (円)		
13mm	10㎡まで	1,555 (1,440)	11㎡～20㎡	183.6 (170)
			21㎡～60㎡	243 (225)
20mm	10㎡まで	2,203 (2,040)	61㎡～110㎡	313.2 (290)
			111㎡～310㎡	394.2 (365)
			311㎡～	448.2 (415)
25mm	—	3,607 (3,340)	1㎡～10㎡	186.6 (170)
40mm	—	17,215 (15,940)	11㎡～50㎡	243 (225)
50mm	—	28,447 (26,340)	51㎡～100㎡	313.2 (290)
75mm	—	56,592 (52,400)	101㎡～300㎡	394.2 (365)
100mm	—	84,996 (78,700)	301㎡～	448.2 (415)
150mm	—	142,560 (132,000)		
船舶用	—			534.6 (495)

公衆浴場従量料金(円/㎡) 59.4(55) 臨時工用従量料金(円/㎡) 410.4(380)

4月1日に消費税率が8%に引き上げられることに伴い、水道料金および水道使用料にかかる消費税も引き上げられます。今回の改定は消費税の増額のみで改定です。

新料金での請求は、5月(4月使用分)からとなります。

水道料金・下水道使用料の改定

水道課管理係
水道課下水道係

☎ 26 27 80
☎ 25 11 61



■下水道使用料新料金表 () 消費税抜き金額

区 分	排除汚水量	使用料 (円)
基本使用料	10㎡まで	1,080 (1,000)
超過使用料 (1㎡につき)	11㎡～20㎡	108 (100)
	21㎡～50㎡	140.4 (130)
	51㎡～100㎡	183.6 (170)
	101㎡～200㎡	237.6 (220)
	201㎡～500㎡	280.8 (260)
	501㎡～	313.2 (290)

このたびの旅客運賃の改定による利用されるみなさんの負担をできるだけ軽減するため、回数乗船券の通用期間を現在の3か月間から6か月間に延長します。3月1日から販売する回数乗船券が対象となりますので、ぜひ利用してください。



回数乗船券のお知らせ

4月1日に消費税率が8%に引き上げられることに伴い、市営定期船旅客運賃を4月1日から改定します。なお、荷物運賃は改定を行わず、現行どおりとします。

新料金での乗船券の販売は、4月1日からです。

市営定期船運賃の改定

定期船課管理係
☎ 25 4776

(2) 定期(通勤・通学) 運賃

(単位: 円)

区分	期間	通勤定期		通学定期	
		現行	改定額	現行	改定額
答志	1か月	19,080	19,440	12,720	12,960
	3か月	54,380	55,410	36,260	36,940
	6か月	103,040	104,980	68,690	69,990
菅島	1か月	17,640	18,000	11,760	12,000
	3か月	50,280	51,300	33,520	34,200
	6か月	95,260	97,200	63,510	64,800
神島	1か月	25,560	26,280	17,040	17,520
	3か月	72,850	74,900	48,570	49,940
	6か月	138,030	141,920	92,020	94,610
坂手	1か月	7,920	7,920	5,280	5,280
	3か月	22,580	22,580	15,050	15,050
	6か月	42,770	42,770	28,520	28,520
桃取	1か月	15,480	15,840	10,320	10,560
	3か月	44,120	45,150	29,420	30,100
	6か月	83,600	85,540	55,730	57,030

(1) 普通運賃

(単位: 円)

区 間	大 人		小 人	
	現 行	改定額	現 行	改定額
答 志	530	540	270	270
菅 島	490	500	250	250
神 島	710	730	360	370
坂 手	220	220	110	110
桃 取	430	440	220	220
坂手～菅島	270	270	140	140
答志～神島	490	500	250	250
菅島～答志	220	220	110	110

回数乗船券は11枚綴りで、普通運賃の10倍の額です。

鳥羽市定期航路旅客運賃改定